

再生可能エネルギー（NonFIT）電力受給規約

株式会社まち未来製作所

Version:1.0

再生可能エネルギー（NonFIT）電力受給規約

株式会社まち未来製作所（以下、「当社」という。）は、お客さまが所有する再生可能エネルギーによる発電設備（以下、「対象電源」という。）において発電された電力について、お客さまを売主、当社を買主とした電力の受給について、次のとおり再生可能エネルギー（NonFIT）電力受給規約（以下、「本規約」という。）を定めるものとする。

なお、本規約で使用する用語は、本規約において特に定めのない限り、電気事業法（電気事業法昭和 39 年法律第 170 号、その後の改正を含む。以下、同じ。）および発電設備の所在地を供給区域とする一般送配電事業者（以下、「本一般送配電事業者」という。）が定める託送供給等約款（以下、「本託送供給等約款」という。）等が使用する用語と同一の意味を有するものとする。

（目 的）

第1条 お客さまと当社は、対象電源において発電された電力の有効活用と円滑な電力受給を図ることを目的として、次条以下に定めるところにより電力の受給を行うものとする。

（申込み）

第2条 当社と再生可能エネルギー（NonFIT）電力受給契約（以下、「本契約」という。）の締結を希望されるお客さまは、本規約に同意の上、当社所定の様式により、当社所定の情報を提供するものとする。

- 2 前項の情報をもとに、お客さまと当社との間で、個別条件について合意に至った場合に本契約は成立するものとする（以下、お客さまと当社との間で合意に至った個別条件を「本個別契約」という。）。

（受給電力等）

第3条 お客さまは、対象電源から発電された電力を当社に供給し、当社はこれを次のとおり受給する。

（1） 対象電源

本契約の対象となる対象電源、受給電力の受給地点、電気方式、周波数、最大受給電力（当社が受給する電力の最大値をいう。）、標準電圧等は本個別契約において定めるものとする。お客さまは、別途当社が求めるところにより、対象電源のその他必要な情報（以下、「対象電源の情報」という。）を当社に提供するものとする。また、対象電源の新設、変更、廃止等がある場合、あらかじめその旨を対象電源の情報と共に当社に連絡するものとする。

(2) お客さまから当社への電力の受給

対象電源において発電された電力をお客さまから当社に供給し、当社はこれを受電する。ただし、対象電源は、当社を発電契約者とする当社が設定する発電バランシンググループに組み込むものとする。

なお、受給電力量は本一般送配電事業者から提供される確定電力量（お客さまが自家消費分を除いた余剰電力の供給を行う場合は、対象電源において発電された電力量から自家消費分の電力量を控除した値となる。以下、同じ。）の全量を当社が受給するものとし、当社が算定するものとする。また、発電量調整受電計画差対応電力料金（発電インバランス料金）は、全額当社の負担とするものとする。

(3) 受給電力および受給地点

受給電力は受給地点におけるものとし、受給地点は対象電源と本一般送配電事業者が維持および運用する送変電設備との接続点とする。

(電力の受給期間)

第4条 本契約による受給電力の受給期間は、本個別契約において定めるものとする。

(電力の受給手続き)

第5条 対象電源の受給開始にあたり、当社が本一般送配電事業者と、当社を発電契約者とする発電量調整供給契約を締結し、受給するものとする。

2 当社は、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）に対し、当社の発電バランシンググループの発電計画および販売計画を提出するものとする。

3 お客さまおよび当社は、自己の責任において広域機関および本一般送配電事業者への連絡・手続きを、必要に応じて実施するものとする。

(電力受給上の協力等)

第6条 お客さまおよび当社は、本一般送配電事業者と締結した発電量調整供給契約（本託送供給等約款を含む。）に定められている事項および義務については、本規約または本個別契約に定められていない事項または義務であっても、これらが本規約または本個別契約に定められているものとして、当該事項を遵守し、当該義務を履行する。

(受給の中止もしくは制限および停止)

第7条 お客さまおよび当社は、本託送供給等約款に基づき本一般送配電事業者による対象電源からの電力の供給または電力の受給の制限もしくは中止もしくは停止が行われた場合、電力受給の中止もしくは制限または停止を行うことができるもの

とする。

- 2 前項による本契約の電力受給の中止もしくは制限または停止にともないお客さままたは当社に損害が発生しても、それが相手方の責に帰すべき事由によるものでない限り、他の当事者は賠償の責めを一切負わないものとする。

(通告)

第8条 お客さまは、当社に対して、メンテナンスや送配電設備の工事等によって対象電源が停止またはその出力を減少する予定がある場合、毎月20日までに翌月の対象電源の停止計画等を通告するものとする。

- 2 お客さまは、対象電源の突発的な故障、事故その他のやむを得ない事由によって前項に基づき通告した停止計画等を変更する必要がある場合、または、当該事由によって新たに対象電源を停止もしくはその出力を減少する必要がある場合、お客さまは当社に対して、速やかにその理由と共に変更後のまたは新たな停止計画等をあらかじめ通告するものとする。ただし、予見できない事象によりお客さまが当社にあらかじめ通告できない場合、お客さまは当社に対して、当該事由の発生後遅滞なくその理由を通告するものとする。
- 3 お客さまは、前二項の対象電源の故障や事故等による停止等を記録した電力受給日誌を備え、電力の受給に関する必要な事項を明確に記録するものとし、当社の合理的な求めにより提示するものとする。

(最大受給電力)

第9条 お客さまが本一般送配電事業者の系統に送電できる受給電力の上限は、最大受給電力とする。

- 2 お客さまが、最大受給電力を超えて電力を受給した場合、当社は、当該超過分に相当する受給電力量について第12条に定める料金の支払義務を負わないものとする。
- 3 お客さまは、第1項の上限を超過した場合あるいは超過するおそれがある場合、直ちに当社にその旨を通告すると共に、超過しないための対策を講ずるものとする。

(受給電力量の計量および算定等)

第10条 対象電源の受給電力量の計量および算定は、次に定めるところによるものとする。

(1) 計量の実施主体

対象電源の受給地点において、本一般送配電事業者が定める本託送供給等約款および本託送供給等約款以外の供給条件等(以下、「託送約款等」という。)

に従って本一般送配電事業者が受給電力量の計量を行うものとする。

(2) お客さまへの通知

当社は、前項の本一般送配電事業者から受領する託送約款等に基づき計量された結果を、当社が適当と認める方法により、お客さまに通知する。

(3) 算定および算定期間

お客さまから当社が受給する毎月の受給電力量は、原則として当月 2 日から翌月 1 日が検針日となる対象電源の確定電力量合計とし、一般送配電事業者からの確定電力量の算定期間と同一とする。

(4) 電力量計の故障等

お客さまの電力量計の故障等によって受給電力量を正しく計量できなかった場合には、お客さまは直ちに当社にその旨を連絡するものとし、当該故障期間における受給電力量は、その都度、お客さまと当社との間の協議を踏まえ、当社と本一般送配電事業者が協議し合意のうえ決定するものとする。

(環境価値等の帰属)

第 11 条 本契約に基づきお客さまから当社が供給を受けた電力に係る非化石価値（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の環境適合利用および化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 72 号、その後の改正を含む。）における非化石電源比率算定時に計上できる価値その他の付随する環境価値をいう。以下、同じ。）および国際的な再エネ属性証明として The International REC Standard Foundation (I-REC Standard) が認証・管理する I-REC（International REC）のトラッキング属性証書に係る権利（以下、非化石価値とあわせて「環境価値等」と総称する。）は全て当社へ帰属するものとする。

2 お客さまおよび当社は、前項で定める非化石価値の引渡しを行うため、必要に応じ次の各号の手続きをするものとする。なお、非化石価値の引渡しは、一般社団法人日本卸電力取引所が設定した当社の非化石証書管理口座に非化石証書の増量の記録がなされた時点をもって完了したものとする。

(1) 国から非化石価値の対象設備登録および発電量の認定業務を委託された BIPROGY 株式会社（以下、「BIPROGY」という。）が定める様式による非化石価値の対象設備登録および発電量の認定手続きを、当社が発電契約者として実施する。

(2) 前号に定める申請に必要な書類や関連資料等につき、BIPROGY への提出前に相互に提供し確認するものとする。なお、資料については、それぞれが自らの作成する資料について適切な内容で作成する責任を持つものとする。

3 お客さまおよび当社は、第 1 項に定める I-REC（International REC）のトラッキング属性証書に係る権利の引渡しを行うため、必要に応じ次の各号の手続きをす

るものとする。なお、トラッキング属性証書に係る権利の引渡しは、I-REC の登録機関により対象電源の発電設備の属性情報の記録がなされた時点をもって完了したものとする。

- (1) お客さまは、当社が対象電源の発電設備の I-REC 証書発行に必要な属性情報の登録申請を行うことを承諾するものとし、当社は登録申請に係る費用の全てを負担する。
- (2) お客さまは、日本国内における I-REC の登録機関が定める様式により、対象電源の発電設備の登録に必要な発電所情報を当社に提出するものとする。
- (3) お客さまおよび当社は、前号に定める申請に必要な書類や関連資料等につき、I-REC の登録機関への提出前に相互に提供し確認するものとする。なお、資料作成においては、それぞれが自らの資料について適切な内容で作成する責任を持つものとする。

(料 金)

第 12 条 お客さまから当社への電力受給に係る第 9 条の算定期間に係る毎月の料金(以下、「本料金」という。)は、次の電力量料金に消費税等相当額を加算したものとする。

電力量料金は、第 10 条により計量された対象電源の受給電力量に、本個別契約において定める電力量料金単価を乗じたものとする。

電力量料金単価には、第 11 条に定める環境価値等相当額、および e.PREMIUM (本契約に基づきお客さまから当社が供給を受けた電力に係る特定電源価値および産地価値その他の対象電源で発電した電力に係る価値(環境価値等を除く。)の対価をいう。)相当額を含むものとする。

2 消費税等相当額

本契約における消費税等相当額とは、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号、その後の改正を含む。)の規定により課される消費税および地方税法(昭和 25 年法律第 226 号、その後の改正を含む。)の規定により課される地方消費税(以下、これらを総称して「消費税等」という。)に相当する金額をいう。

3 料金等算定における端数処理

消費税等が課される金額および消費税等相当額の単位は 1 円とし、その端数は、それぞれ切り捨てるものとする。

4 お客さまおよび当社は、本料金について、お客さまと当社との間で協議し合意のうえ変更することができるものとする。

(発電側課金)

第 13 条 発電側課金制度(電力系統の送配電設備の維持・増設に要する原資を得るため、

お客さまにその保有する発電設備の規模および発電量に応じて課金する制度であって、本託送供給等約款で定める系統連系受電サービス料金をいう。)に基づいてお客さまが負う対象電源に係る本一般送配電事業者に対する支払い（以下、「本発電側課金」という。）は、当社がお客さまに代わって本一般送配電事業者を支払うものとし、当社は、同額をお客さまに請求するものとする。ただし、本個別契約の内容によって、当社はお客さまに本発電側課金を請求しないことがある。

（料金等の支払い）

第 14 条 お客さまは、本発電側課金について、次項ただし書きの場合を除き、毎月の本料金から控除する方法により当社に支払うものとする。

- 2 当社は、毎月の本料金（控除がある場合、本発電側課金を控除した金額）について、本個別契約に定めるお客さまの金融機関口座に振込送金する方法または別途当社と合意した方法によって、対象月の翌月末日（当該日が銀行の休業日に該当する場合は、その翌営業日）までにお客さまに支払うものとする。ただし、毎月の本発電側課金の本料金を上回る場合、当該上回る金額について、お客さまは、当社が指定する金融機関口座に振込送金する方法または別途当社と合意した方法によって、対象月の翌月末日（当該日が銀行の休業日に該当する場合は、その翌営業日）までに当社に支払うものとする。
- 3 前項にかかわらず、個人のお客さまの場合、前項に定める本料金（控除がある場合、本発電側課金を控除した金額とし、以下本項において同じ。）の支払いは、当社が、年に 1 回、当社が定める任意の月の末日に、当該月の前月末日までの 12 か月分の確定した受給電力量に係る本料金を、本個別契約に定めるお客さまの金融機関口座に振込送金する方法または別途当社と合意した方法によるものとする。
- 4 お客さまおよび当社は、相手方に本条に定める支払いに遅延が生じた場合には、支払日の翌日から起算して支払に至る日までの期間につき、相手方に対して、年率 10%の遅延利息の支払いを求めることができるものとする。

（契約の解約・解除）

第 15 条 お客さままたは当社が本契約を解約する場合は、3 か月以上の予告期間を設けることとし、両者の合意がなければ契約の解約はできないものとする。

- 2 お客さままたは当社は、相手方に次のいずれかの事由が生じた場合には、相手方に通知のうえ、本契約を解除することができる。
 - (1) 本契約の違反があり、相当期間を定めてその改善を求めたが、その求めに応じて改善しない場合
 - (2) 本契約の重大な違反（第 21 条の表明および保証ならびに約束に違反した場合を含む。）があった場合

- (3) 所有資産または権利に対して、強制執行、保全処分または滞納処分を受けた場合
 - (4) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他これらに類する倒産手続の開始申立てがあった場合
 - (5) 支払停止、手形交換所の不渡報告もしくは取引停止処分または電子債権記録機関による取引停止処分があった場合
 - (6) 監督官庁から営業の取消、停止等（電気事業法に基づく業務改善命令、当社においては小売電気事業登録の取消等を含むが、これらに限られない。）の命令を受けた場合
 - (7) 事業の廃止、重要な事業の譲渡（本契約の目的を達成できない場合に限る。）もしくは会社の解散を決議したとき、または解散命令または解散判決を受けた場合
 - (8) 資産または信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められる場合
 - (9) その他、前各号に準じる事由が生じた場合
- 3 契約を解除された者（以下、「被解除者」という。）の責めとなる事由によって本契約を解約または解除する場合、被解除者は、契約の解除後速やかに、解除をした者の逸失利益を除く実損失額を当該者に支払うものとし、お客さまおよび当社は、その他の一切の請求を行わないものとする。

（損害の責任）

第 16 条 お客さまおよび当社は、電力の受給に関して、自らの責めとなる事由により、第三者に損害を与えたときは、その損害について賠償する責任を負うものとする。

（合意管轄および準拠法）

第 17 条 本契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、被告の本店を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

- 2 本規約および本契約は、すべて日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

（契約の有効期間）

第 18 条 本契約の有効期間は、本個別契約において定めるものとする。

- 2 本契約の終了にかかわらず、第 14 条、第 16 条、第 17 条、本条、第 22 条の規定は、引き続きその効力を有する。ただし、第 22 条については、本契約の終了日から 3 年に限る。

(契約の継承)

第 19 条 お客さまは第三者と合併、会社分割その他の一般承継をし、またはその事業の全部もしくは本契約に関係ある部分を第三者に譲渡するときには、あらかじめ当社の承認を得るものとし、本契約に基づく権利・義務の一切を当該継承者に継承させるものとする。

(本規約の変更)

第 20 条 当社は民法第 548 条の 4 の規定に基づき、本規約を変更することができるものとする。

- 2 本規約を変更する場合、当社は効力発生日を定め、かつ、本規約を変更する旨、変更内容、および効力発生日を当社のウェブサイト上に掲示する等、適切な方法によって周知するものとする。
- 3 変更後の規約は、効力発生日より適用されるものとする。

(反社会勢力の排除)

第 21 条 お客さまおよび当社は、自らならびにその役員およびその経営に関与している者のいずれも、本契約を締結した日において次のいずれにも該当しないことを表明および保証し、かつ、将来にわたって次のいずれにも該当することとならないことを約束する。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号、その後の改正を含む。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (4) 前各号に準ずる者（以下、これらを総称して「暴力団等」という。）
 - (5) 暴力団等と関係を有する者
- 2 お客さまおよび当社は、自らまたは第三者を利用して、暴力的要求行為、不当要求行為、脅迫的言動、暴力行為、風説流布・偽計による信用毀損行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを表明および保証し、かつ、将来にわたってこれらの行為を行わないことを約束する。

(秘密保持)

第 22 条 お客さまおよび当社は、次の各号に掲げる情報を除き、本契約に基づく取引を行うにつき知り得た情報については、厳格に秘密を保持し、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、第三者に開示、または漏洩してはならず、また本契約遂行の目的以外の目的で使用してはならない。ただし、適用法令に基づく関係当局からの開示要求に従って開示する場合、本契約の締結および履行に必要な限度で広域

機関または本一般送配電事業者に開示する場合、各当事者の弁護士、公認会計士、税理士その他法令等により秘密保持義務を負う専門家に開示する場合、または、当社の地域活性化活動のために地方自治体に対してお客さまの名称、発電所名、出力および発電量その他の当社が必要と判断する情報（取引金額は含まれない。）を開示する場合もしくは同活動のために当社のホームページその他の当社が適切と判断する方法により同情報を開示する場合はこの限りでない。

- (1) 相手方から開示を受けたとき、既に公知の事項およびその後、自らの責めによらず公知となった情報
- (2) 相手方から開示を受ける以前に知り得たことを書面により立証しうる情報
- (3) 相手方から開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を課せられることなく正当に取得した情報
- (4) 相手方から知り得た情報によらないで独自に開発した情報

（個人情報の取り扱い）

第 23 条 当社は、お客さまの個人情報について、当社が定めるプライバシーポリシーに則り、適切に取り扱うものとする。

（その他）

第 24 条 本規約および本個別契約に定めのない事項については、その都度お客さまおよび当社誠意をもって協議し、定めるものとする。

附 則

本規約は、2025 年 5 月 7 日から実施するものとする。